

2025 年 7 月 28 日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会 御中

株式会社ハーブ健康本舗
ダイレクトマーケティング本部

再申入れに関するご回答

拝復 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、2025 年 7 月 9 日付で拝受しました再申入れについて、以下にご回答いたします。

敬具

記

① 二重価格表示の比較対照価格の表示について

現状は、1 回のみの購入価格を通常価格とし、定期購入にさせていただく方には安くさせていただいているため、定期購入の価格については「定期価格」、さらに定期初回の価格については「定期初回特別価格」と書き分けております。

しかし、消費者にとってわかりにくいということですので、次のように説明を付記させていただきます。

<修正内容>

通常価格 6280 円※

※通常価格とは 1 回のみご購入いただく場合の価格を指します。

② 本件回答第 5 項の広告表示⑤について

修正がわかりづらかったようで、お詫び申し上げます。改めて 2025 年 8 月 31 日頃を目途に修正を行います。

以上